

職場の安全運転管理を担当される皆様へ

運転記録証明書の 活用効果



SDワンダくん

事故・違反**ゼロ**をめざして
職場で取り組む**安全運転**



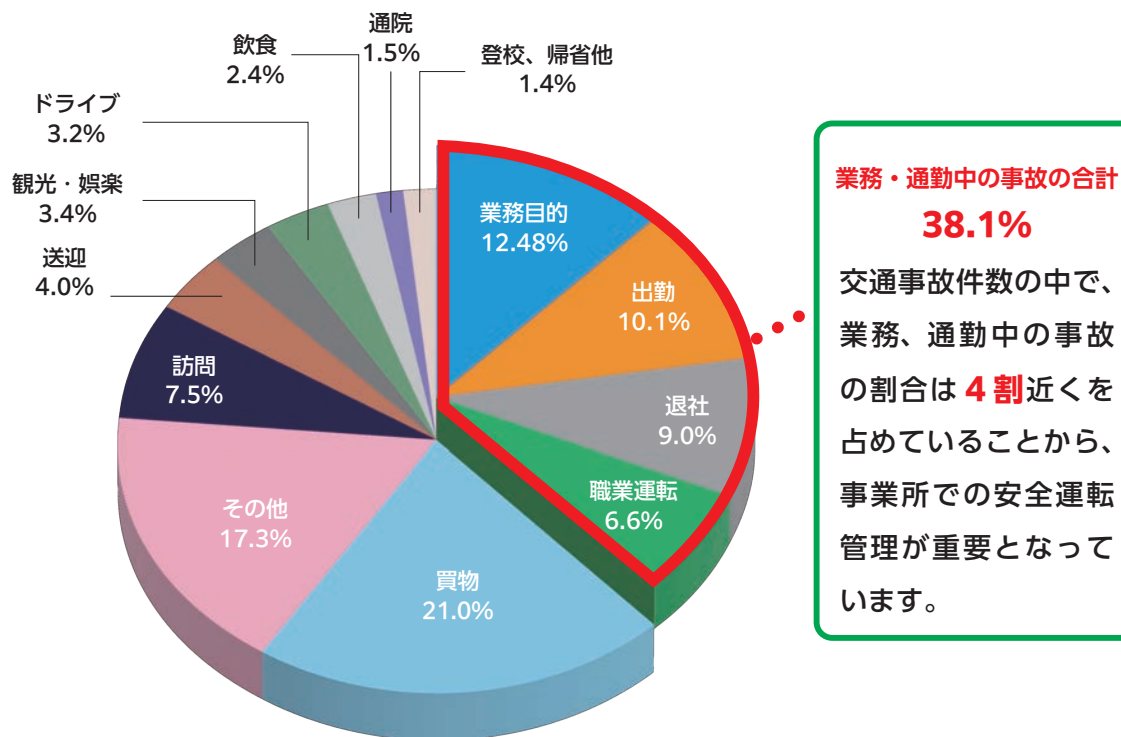
安全運転をつくろう。

自動車安全運転センター

<https://www.jsdc.or.jp/>

1 事業所の安全運転管理の重要性

➤ 原付以上の交通事故のうち**業務・通勤中の事故**は全体の4割を占めています。



令和7年事故件数													
業務・通勤				通学及び私用									
業務目的	出勤	退社	職業運転	買物	その他	訪問	送迎	観光・娯楽	ドライブ	飲食	通院	登校、帰省他	交通事故件数合計
32,892	26,524	23,826	17,315	55,451	45,481	19,759	10,665	8,891	8,549	6,441	4,086	3,741	263,621

出典：「警察庁統計」資料より作成。(注) データは、事故当事者が原付以上の車両による人身交通事故

事業所の安全運転管理のツールは、

運転記録証明書 です!!

メリット

1

詳細なデータ分析で、事業所の課題まるわかり!!
(一人ひとりのデータに基づいた合理的な指導が可能!!)

メリット

2

社員さんの安全運転意識の向上!!
“継続は力なり” 事故防止に高い効果!!

メリット

3

1年以上無事故無違反の社員さんにはSDカードによる
特別メリット盛り沢山!!

2

運転記録証明書って何？

●社員さん一人ひとりの過去5年・3年・1年間の交通事故・違反を証明するものです。



証明書の内容(見本)

102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 安全 太郎 様		整理番号 60001-1	
運転記録証明書			
申請者	氏名 安全 太郎		
	生年月日 昭和 45 年 4 月 11 日生		
	免許証番号 301234567890		
証明事項	行政処分の前歴	〇回 累積点数 〇点	
	年 月 日	内 容 点 数	
	〇〇年〇月〇日	安全運転義務違反(軽傷事故)	8点 ●
	〇〇年〇月〇日	停止 30日(短縮 29日)	●● ●
	〇〇年〇月〇日	信号無視(赤色等)	2点 ●
	〇〇年〇月〇日	速度超過(15以上20未満)指定	1点 ●
		以下余白	
令和〇年〇月〇日 現在の過去〇年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。 令和〇年 〇月 〇日 自動車安全運転センター 〇 〇 〇 事 務 所 長			

現時点での

- 行政処分の前歴回数
- 累積点数

交通事故の場合

- 年月日
- 内容(事故の種別と原因)
- 点数

運転免許の行政処分があった場合

- 年月日(処分がなされた日)
- 内容

交通違反の場合

- 年月日(違反を起こした日)
- 内容
- 点数(違反に伴う点数)

過去5年間

過去3年間

過去1年間 の3種類があります。

なぜ運転記録証明書が必要か

- ・ **管理者の義務**：企業は社用車を運転する従業員の安全運転管理を行う法的責任があります。
- ・ **自己申告の限界**：違反や事故の経歴について、本人の記憶違いや虚偽申告のリスクがあります。
- ・ **客観的な把握**：運転記録証明書により、正確な運転リスクを把握します。

●事業所等が一括して証明書を申請する場合は、申請書のほかに、申請者本人(従業員)が代理人に申請、受領等を委任することを記載した書面が必要となります(申請書及び委任状の用紙は、各センター事務所に用意してあります。)

●証明書の交付手数料は、1通につき**800円**(消費税非課税)です。なお、ゆうちょ銀行・郵便局による通常払込みの申込みには、別途払込料金が必要です。



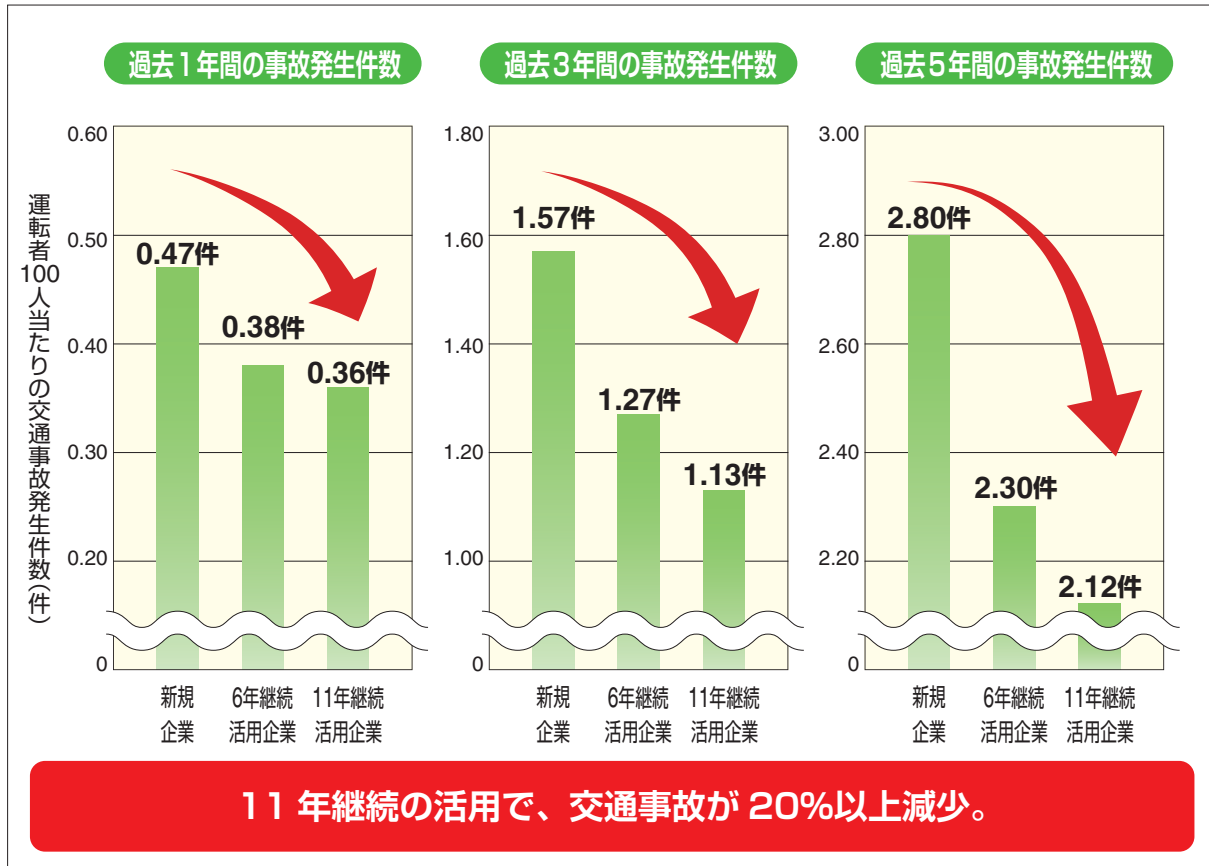
3

運転記録証明書の活用効果

1 交通事故の防止効果

継続的な活用がより高い効果を生み出します！

多くの現場で、安全運転管理に運転記録証明書を継続活用することにより、交通事故が減少。



※「新規」とは、運転記録証明書を一括申請した初めての年。したがって、運転記録証明書による安全運転管理が未だなされていない状況を反映したもの（958事業所 49,986人）。

「6年継続」「11年継続」とは、交付された運転記録証明書により安全運転管理を行った期間が5年以上、10年以上の状況を反映したもの（6年継続 444事業所 51,375人 11年継続 404事業所 46,275人）。

（令和5年度調査）

安全運転管理を行う上で、運転記録証明書の活用を継続すると、一人ひとりの「安全運転意識の向上」、「交通事故の抑止効果」に活かされ、企業内だけでなく「社会全体の交通安全」への多大な貢献をすることになります。

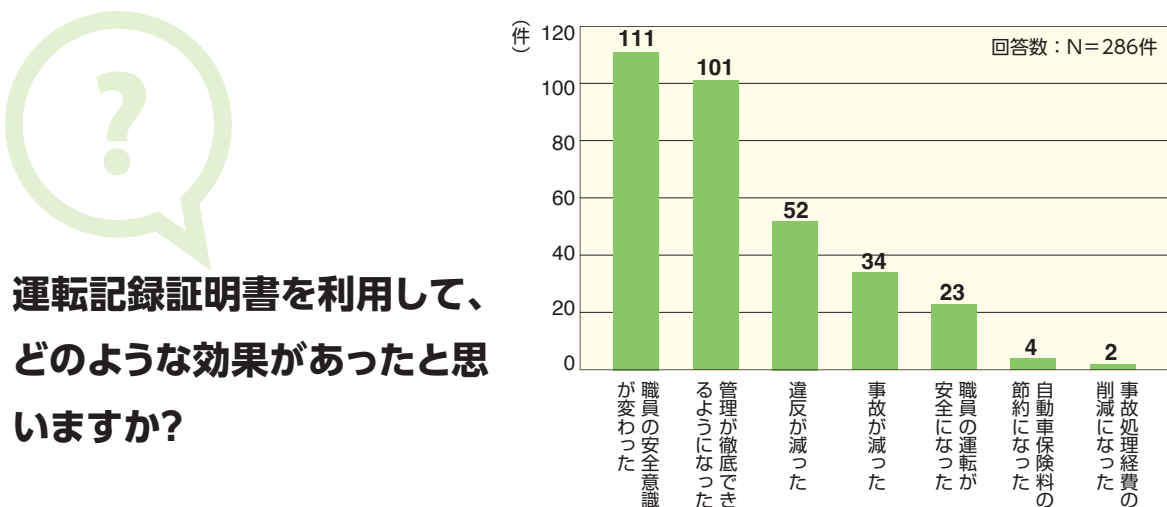
また、事故歴・違反歴を確認することによりドライバーの些細な変化に気が付くことができます。

例えば運転記録証明書を机の上に置いて面談を行うことで、管理者はただの「体調どう？」という質問から、「なぜこの時期にこの違反をしてしまったのか？」という本質的な健康・適性チェックへ踏み込むこともできます。

② 具体的な効果

社員の安全意識が向上し、交通事故・違反も減少します！

診断の効果として多くの企業が、安全運転意識の向上と事故・違反の減少、保険料の節約、事故処理経費の削減など様々な効果を認めています。



運転記録証明書を利用して、
どのような効果があったと思いますか？

活用 事業所の 声

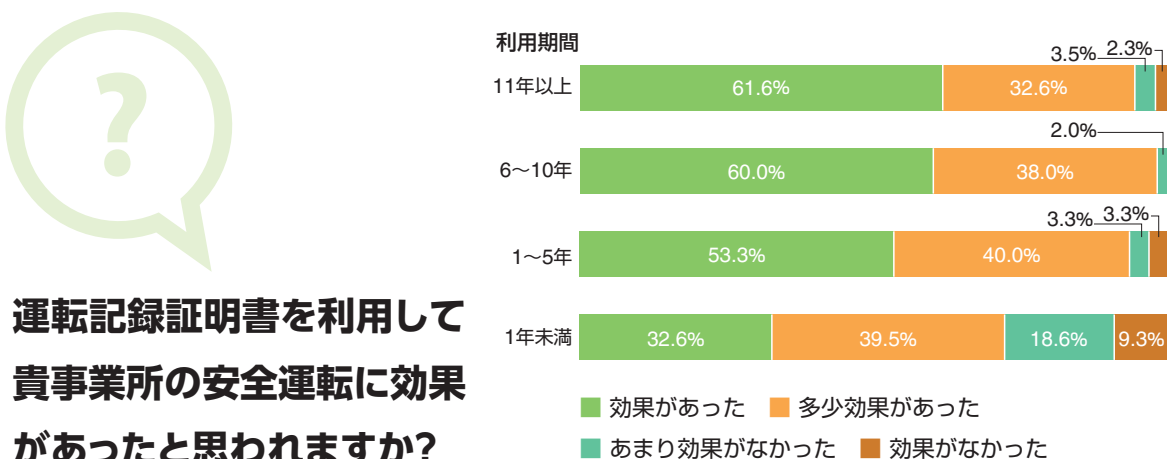
- 社員の交通違反が特定の違反に集中していることが分かり、より具体的な防止対策を講ずることができます。
- 経営者の立場から言えば、社用車の交通事故の増加は自動車保険料の値上げに直結するので看過できない。定期的な運転記録証明書を取得することで、従業員の安全運転意識向上と交通事故の減少に役立っています。
- 運転記録証明書を活用した安全運転管理に関し、本社の安全管理担当部門に報告するための疎明資料として活用しています。

※数値データは、外部委託による2023年度調査結果

③ 有用性

利用期間が長いほど効果の有用性を認めています！

「運転記録証明書を利用して貴事業所の安全運転に効果があったと思われますか」という質問に対し、多くの企業が「効果があった」、「多少効果があった」と回答しています。また、利用期間が長いほど「効果があった」の割合が高くなっています。



運転記録証明書を利用して
貴事業所の安全運転に効果
があったと思われますか？

活用 事業所の 声

- 「健康診断」と同じように、1年に1回運転記録証明書を取得し、社員の「安全運転診断」として活用しています。
- 免許停止中の従業員がいることが判り、すぐに運転業務から除外し、事前に無免許運転を防止できます。
- 私用中の交通事故・違反も確認することができ、個々の従業員による全ての事故・違反を把握した上で指導教養に役立っています。
- 国土交通省が推進している「Gマーク」認証のための疎明資料として活用しており、安全性優良事業所として企業イメージの向上に役立っています。
- 違反や事故の重なる社員は、労災事故を起こす危険性が高くなるものと捉え、日頃の指導を具体的に行うことで、労災事故防止にもつながるという副次的効果もあります。

※数値データは、外部委託による2023年度調査結果



4 「分析表」って何？

交通事故・違反がどのような状況でこういった頻度で発生しているのかなどが明らかになります。



交通事故・違反が発生する原因を突き止めることができます。

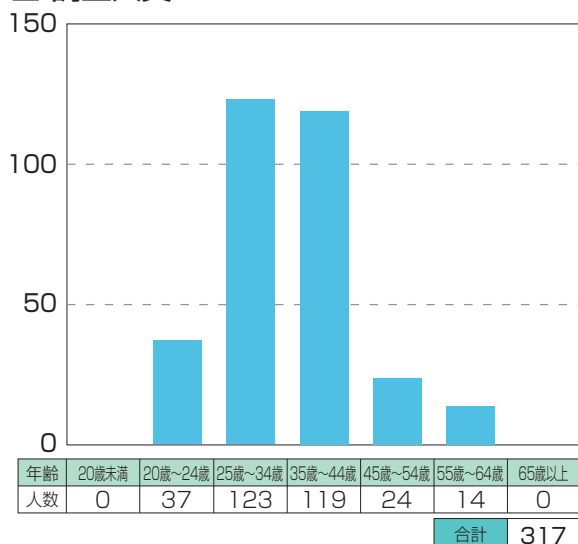


原因に応じた、**有効な対策**を立てることが可能になります。



まるわかり
1
貴事業所の詳細データ
●分析したグラフの抜粋

■ 調査人員



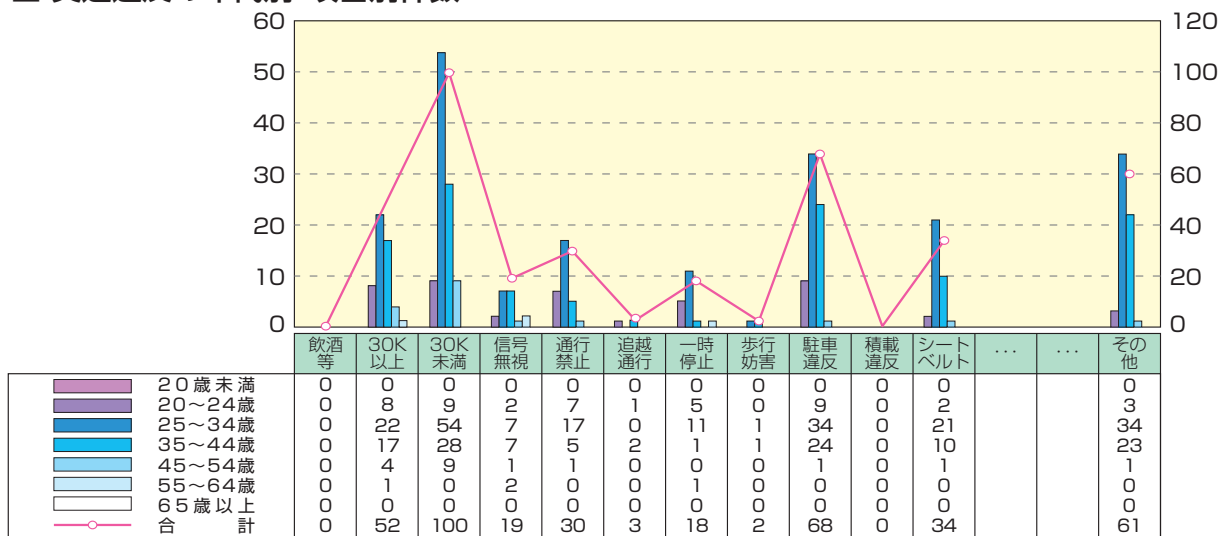
■ SDカードの年別交付件数

継続年数・グリーン	1年								
取得人員	63								
継続年数・ブロンズ	2年	3年	小計						
取得人員	31	26	57						
継続年数・シルバー	4年	5年	6年	7年	8年	9年	小計		
取得人員	15	13	5	11	5	5	54		
継続年数・ゴールド	10年	11年	12年	13年	14年				
取得人員	4	4	1	4	2				
	15年	16年	17年	18年	19年	小計			
	2	2	0	1	2	22			
継続年数・スーパーゴールド	20年	21年	22年	23年	24年				
取得人員	1	1	1	1	2				
	25年	26年	27年	28年	29年				
	2	1	1	1	0				
	30年	31年	32年	33年	34年	35年			
	0	0	0	0	0	0			
	36年	37年	38年	39年	40年	41年以上	小計		
	0	0	0	0	0	0	1		

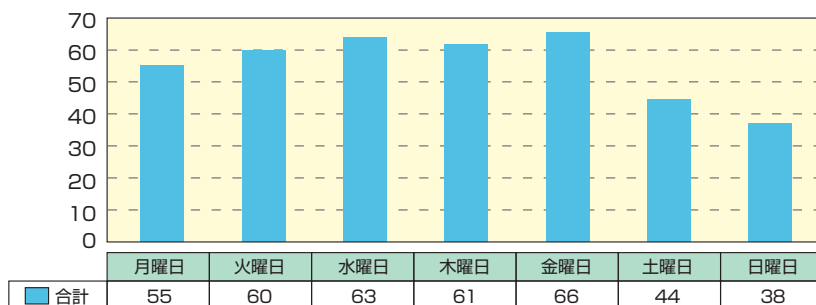
取得者	非該当	
	1年未満	違反者
207	3	107

※一年未満は免許取得後、一年未満の無事故無違反の方です。

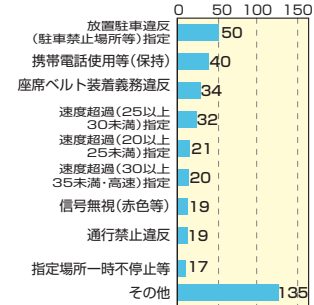
交通違反の年代別・項目別件数



交通違反の曜日別一覧表

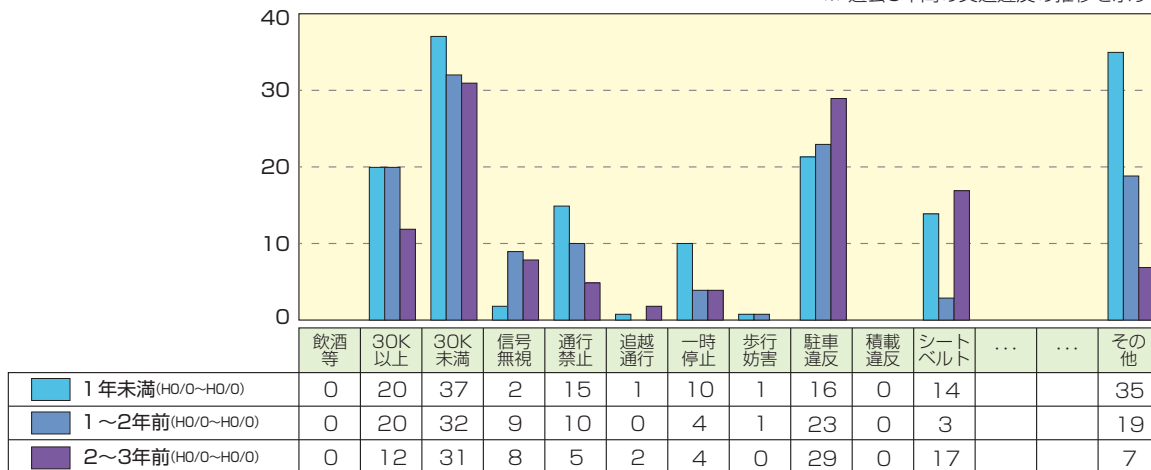


違反内訳

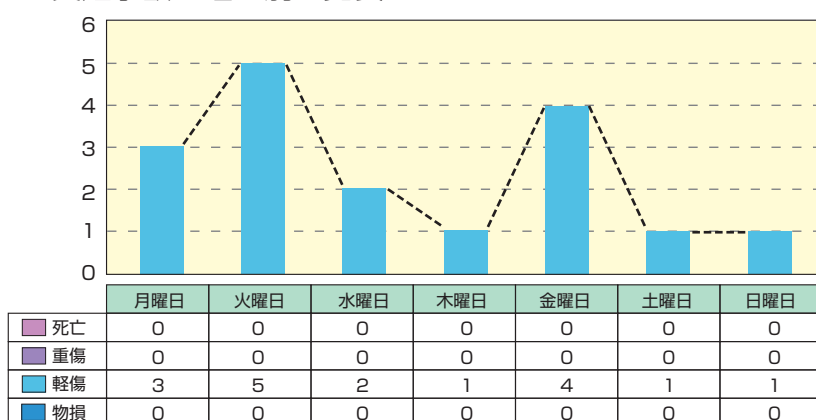


交通違反年別状況推移

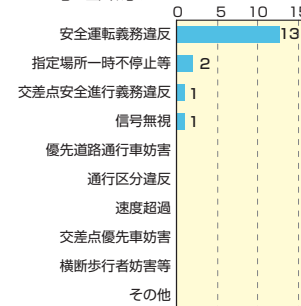
※ 過去3年間の交通違反の推移を示す。



交通事故の曜日別一覧表



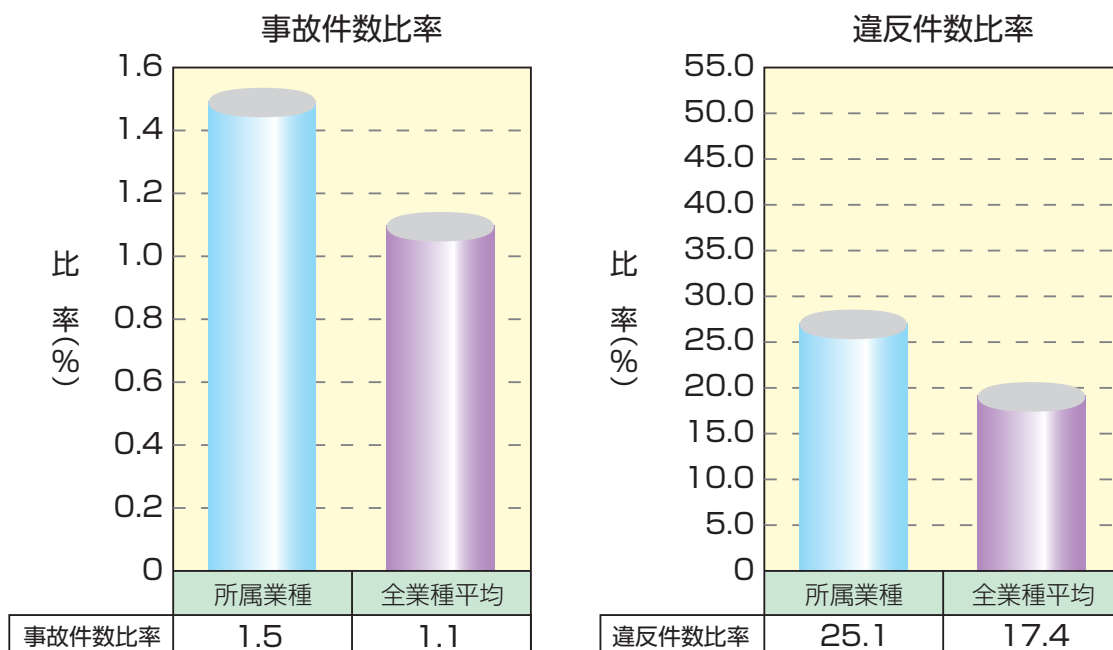
事故原因



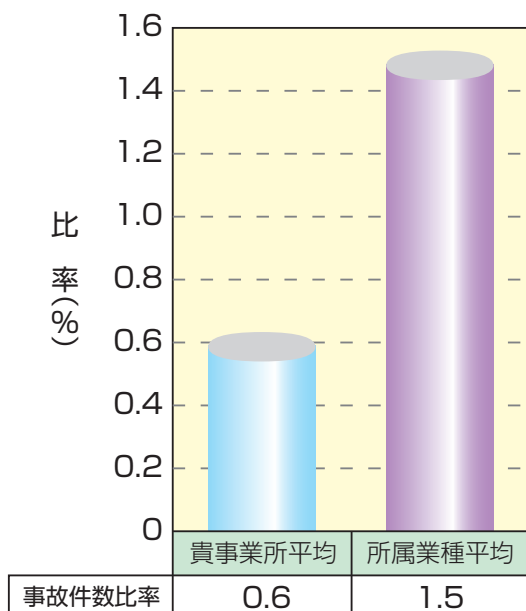
まるわかり | 2 全国同業種事業所との比較

■ 事故・違反の特徴（例 業種：運送事業(貨物)）

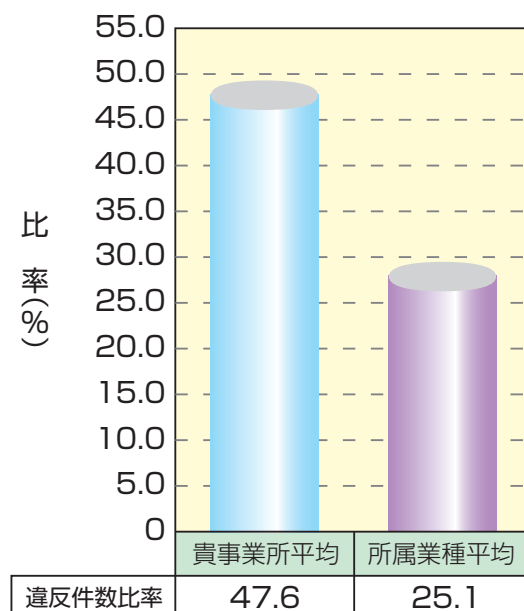
1 貴事業所所属業種の特徴



2 貴事業所の事故件数比率



3 貴事業所の違反件数比率



◎その他、交通事故・違反の特徴を資料化したものも提供することができます。

- 運転記録証明書を活用することで、組織のウィークポイントの発見と科学的な対策、安全運転者への激励など、管理者の業務が充実したものとなります。
- 職場における交通安全の風土作りに寄与します。

5 表彰など

① 優秀安全運転事業所の表彰

職場の安全運転意識や企業イメージを高めることができます！

- ▶ 運転記録証明書を活用し、職場ぐるみで安全運転、交通事故防止に努め、運転記録証明書の分析結果において一定の成果を上げた事業所を表彰する「優秀安全運転事業所表彰制度」があり、成果によりプラチナ賞、金賞、銀賞、銅賞のランクに分けて警察との連名で表彰しています（詳しくは、各センター事務所にお問い合わせください。）。



※銅賞は表彰状のみとなります。

受賞事業所 管理者の 声

- プラチナ賞を受賞し、警察本部長からの表彰は、なかなか貰えないので、大変、光栄であり、今後も受賞できるように、従業員一丸となって、安全運転に努めています。
- 運送事業を営んでいますが、お客様が事業所を訪れた際に表彰状及び楯を目にし、安全運転事業所であることを高く評価していただき、お客様との良好な関係を維持しています。
- 表彰状・受賞の楯は、会社玄関に飾り、社員のみならず来客者の目に触れるようにして、地域ぐるみで交通安全が継続するようにと願っております。

② 事業所の優良運転者表彰に活用

事業所の優良運転者を表彰することで、安全運転意識を高めることができます！

- ▶ 無事故・無違反表彰＝賞揚による安全運転意識の向上
▶ 社内セクト別による団体表彰＝管理責任・連帯責任による交通事故防止の意欲増進

担当者の 声

- 運送事業を営んでいますが、業務中及びプライベートも含めて無事故無違反の者には事業所から表彰及び手当を交付していることから、安全運転意識が高まり、事業所の殆どの従業員が無事故・無違反です。
- 事故・違反を責めるのではなく、無事故・無違反者を表彰することで、社員が前向きに安全運転を実践できているようです。
- 年末のボーナスに併せて10年間以上無事故・無違反の社員に特別賞与を支給しており、社員が競い合って安全運転に努めています。



③ 交通安全コンクールへの参加

- 1 全国各地で様々な企画をもとに実施されている「交通安全コンクール」への参加
- 2 コンクール期間中の無事故・無違反を目指し、チームメンバー（個人）が安全運転を実施
- 3 コンクール期間終了後、期間中の実績を「運転記録証明書」として参加者に発行・交付

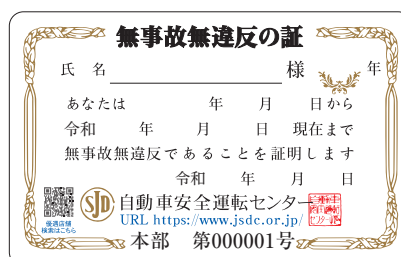


みんなでチャレンジ
安全運転！

6 SD (SAFE DRIVER) カード

SDカードは安全運転のあかし！！

- 『無事故・無違反証明書』『運転記録証明書』の申請者で、1年以上事故・違反等の記録がない方には、安全運転者であることを表すSDカードをお渡ししています。
- SDカードは無事故無違反の年数により色分けされています。



ゴールドカード
(10年以上20年未満)



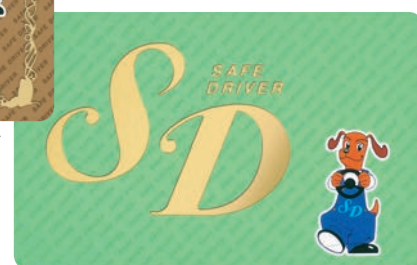
シルバークード
(4年以上10年未満)



ブロンズカード
(2年以上4年未満)



スーパーゴールドカード
(20年以上)



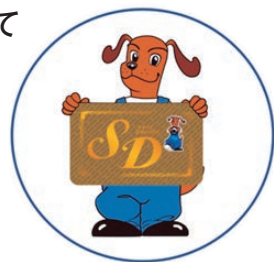
グリーンカード
(1年以上2年未満)

SDカードはスマートフォンでも表示できます!!



- 「無事故・無違反証明書」または「運転記録証明書」に印字された二次元コードを読み取ることで、SDカードはスマートフォンでも表示することができます。
- スマートフォンの画面を優遇店で提示することで、SDカードの提示と同様に様々な優遇サービスを受けることができます。
- 詳しい操作方法については、ホームページまたは下記の二次元コードを読み取りご確認ください。

SDカードアプリについて
のご案内はコチラ



SDカード取得者に対する優遇制度

SDカードをお持ちの方を対象に、飲食店・道の駅・高速道路のサービスエリア等で割引を受けられるお店が増えています。SDカード優遇店については、最寄りのセンター事務所へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



自動車安全運転センターホームページ <https://www.jsdc.or.jp/>



北海道	北海道事務所	〒060-0002 札幌市中央区北二条西 7-1-1 (北海道警察本部庁舎 1F)	011(219)6615
	旭川方面事務所	〒070-0036 旭川市六条通 10-2231-1 (旭川中央警察署内)	0166(23)7299
	釧路方面事務所	〒085-0018 釧路市黒金町 10-5-1 (北海道警察釧路方面本部内)	0154(25)7171
	北見方面事務所	〒090-8511 北見市青葉町 6-1 (北海道警察北見方面本部内)	0157(23)1705
	函館方面事務所	〒040-0001 函館市五稜郭町 16-1 (北海道警察函館方面本部分庁舎)	0138(55)7500
東北	青森県事務所	〒038-0031 青森市大字三内字丸山 198-4 (青森県運転免許センター内)	017(782)5074
	岩手県事務所	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 (いわて県民情報交流センター内)	019(653)1871
	宮城県事務所	〒981-3117 仙台市泉区市名坂字高倉 65 (宮城県警察本部運転免許センター内)	022(373)7171・7172
	秋田県事務所	〒010-1606 秋田市新屋寿町 5-1 (秋田県警察本部運転免許センター内)	018(863)8811
	山形県事務所	〒994-0068 天童市大字高揃 1300 (山形県総合交通安全センター内)	023(655)3456
	福島県事務所	〒960-2261 福島市町庭坂字大原 1-1 (福島県警察本部運転免許センター内)	024(591)4111
関東	東京都事務所	〒140-8682 東京都品川区東大井 1-12-5 (警視庁鮫洲運転免許試験場内)	03(5781)3550(総務) 03(5781)3660(事故・経歴)
	茨城県事務所	〒311-3116 東茨城郡茨城町大字長岡 3783-3 (茨城県警察本部運転免許センター内)	029(293)8822・8823
	栃木県事務所	〒322-0017 鹿沼市下石川 681 (栃木県警察本部運転免許センター内)	0289(76)1411・1412
	群馬県事務所	〒371-0846 前橋市元総社町 80-4 (群馬県総合交通センター内)	027(253)1102
	埼玉県事務所	〒365-0028 鴻巣市鴻巣 405-4 (埼玉県警察本部運転免許センター内)	048(541)2411・2413
	千葉県事務所	〒261-0025 千葉市美浜区浜田 2-1 (千葉県警察本部運転免許センター内)	043(276)3040・3080
	神奈川県事務所	〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-1-1 (神奈川県警察運転免許センター内)	045(364)7000・7001
	新潟県事務所	〒957-0193 北蒲原郡聖籠町東港 7-1-1 (新潟県警察本部運転免許センター内)	025(256)2344
	山梨県事務所	〒400-0202 南アルプス市下高砂 825 (山梨県総合交通センター内)	055(285)2344・2345
	長野県事務所	〒381-2224 長野市川中島町原 704-2 (長野県警察本部北信運転免許センター内)	026(292)5111
中部	静岡県事務所	〒420-0949 静岡市葵区与一 6-16-1 (静岡県警察中部運転免許センター内)	054(252)3191・3192
	富山県事務所	〒931-8562 富山市高島 62-1 (富山県運転教育センター 4 階)	076(451)1840・1841
	石川県事務所	〒920-0209 金沢市東蚊爪町 2-1 (石川県警察本部運転免許センター内)	076(237)5900
	福井県事務所	〒919-0476 坂井市春江町針原 58 字 3 (福井県警察本部運転者教育センター内)	0776(51)3980・3981
	岐阜県事務所	〒502-0841 岐阜市学園町 3-42 (ぎふ清流文化プラザ 5 階)	058(274)1000・1001
	愛知県事務所	〒468-8537 名古屋市天白区平針南 3-605 (愛知県警察本部運転免許試験場内)	052(805)0625
	三重県事務所	〒514-0821 津市垂水 2566 (三重県運転免許センター内・東ウイング 4F)	059(223)1231
近畿	滋賀県事務所	〒524-0104 守山市木浜町 2294 (滋賀県警察本部運転免許センター内)	077(585)3456
	京都府事務所	〒612-8486 京都市伏見区羽束師古川町 647 (京都府警察本部自動車運転免許試験場内)	075(631)7600
	大阪府事務所	〒571-0033 門真市一番町 23-16 (大阪府警察門真運転免許試験場内)	06(6909)5821
	兵庫県事務所	〒650-0011 神戸市中央区下山手通 5-4-1 (兵庫県警察本部内)	078(351)7882・7886
	奈良県事務所	〒634-0007 橿原市葛本町 120-3 (奈良県警察本部運転免許課内)	0744(23)7171
	和歌山県事務所	〒640-8313 和歌山市西 1 (和歌山県警察本部交通センター内)	073(472)4433
中国	鳥取県事務所	〒680-0841 鳥取市吉方温泉 2-501-1 (鳥取県運転免許センター内)	0857(50)1288
	島根県事務所	〒690-0131 松江市打出町 250-1 (島根県警察本部運転免許センター内)	0852(36)6255・6256
	岡山県事務所	〒709-2192 岡山市北区御津中山 444-3 (岡山県運転免許センター内)	0867(24)4360
	広島県事務所	〒731-5108 広島市佐伯区石内南 3-1-1 (広島県警察本部運転免許センター内)	082(941)5111
	山口県事務所	〒753-8504 山口市滝町 1-1 (山口県警察本部内)	083(924)4151・4152
四国	徳島県事務所	〒771-0214 板野郡松茂町満穂字満穂開拓 1-1 (徳島県運転免許センター内)	088(699)1100
	香川県事務所	〒761-8031 高松市郷東町 587-138 (香川県警察本部運転免許センター内)	087(882)3399
	愛媛県事務所	〒799-2661 松山市勝岡町 1163-7 (愛媛県警察本部運転免許センター内)	089(978)1999
	高知県事務所	〒781-2120 吾川郡いの町枝川 165 (高知県警察本部運転免許センター内)	088(892)5221
九州	福岡県事務所	〒811-1396 福岡市南区花畑 4-7-1 (福岡県警察本部福岡自動車運転免許試験場内)	092(564)3644
	佐賀県事務所	〒840-0831 佐賀市松原 1-1-16 号 (佐賀県警察本部内)	0952(29)0335
	長崎県事務所	〒850-8548 長崎市尾上町 3-3 (長崎県警察本部内)	095(825)4591
	熊本県事務所	〒869-1107 菊池郡菊陽町大字辛川 2655 (熊本県警察本部運転免許センター内)	096(233)2111
	大分県事務所	〒870-0401 大分市大字松岡 6687 (大分県運転免許センター内)	097(524)6420
	宮崎県事務所	〒880-0835 宮崎市阿波岐原町前浜 4276-5 (宮崎県警察本部自動車運転免許センター内)	0985(29)3456・3457
	鹿児島県事務所	〒891-0122 鹿児島市南栄 5-1-2 (鹿児島県交通安全教育センター内)	099(269)7574・7575
	沖縄県事務所	〒901-0225 豊見城市字豊崎 3-22 (沖縄県警察運転免許センター内 1 階)	098(840)2822

自動車安全運転センター本部

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6紀尾井町パークビル2階 Tel.03-3264-8600 (代表) Fax.03-3264-8610

安全運転中央研修所

〒312-0005 茨城県ひたちなか市新光町 605-16 Tel.029-265-9555 (代表) Fax.029-265-9565